

日 本 土 壤 動 物 学 会 細 則

(1992 年 5 月 25 日制定)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本土壌動物学会会則（以下「本会会則」という。）第 21 条の規定に基づき、日本土壌動物学会（以下「本会」という。）に必要な事項を定め、もって、本会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(評議員会の運営)

第 2 条 本会会則第 14 条第 4 項の規定に基づき、評議員会の運営について必要な事項をここに定める。

- 1 評議員会が議決を必要とするときは、出席評議員の過半数をもって決定する。可非同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 評議員会は、郵送等の方法を採用した紙上評議員会を、必要により随時開催することが出来る。
- 3 紙上評議員会が議決を必要とするときは、回答総数の過半数をもって決定する。可非同数のときは、議長の決するところによる。

(編集委員会)

第 3 条 本会会則第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 3 項の規定に基づき、編集委員会の運営に必要な事項をここに定める。

- 1 編集委員会は、会誌の編集に必要な事項を審議し、会誌の編集を行う。
- 2 編集幹事は、編集委員を兼務する。
- 3 編集委員の数は、約 8 名とする。
- 4 編集委員会は、編集委員で構成し、編集幹事が編集委員長を兼務することができる。
- 5 編集委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。

(学会賞)

第 4 条 本会会則第 3 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、学会賞についてここに定める。学会賞の名称は日本土壌動物学会賞、日本土壌動物学会研究奨励賞および日本土壌動物学会特別賞とする。

- 1 日本土壌動物学会賞の選考対象は、土壌動物学の研究に多大な貢献をした正会員とする。
- 2 日本土壌動物学会研究奨励賞の選考対象は、土壌動物学を担う優秀な若手研究者で今後の研究発展が期待される正会員や、非常に困難な研究条件のなか、それを克服して意欲的に研究を推進している正会員とする。
- 3 日本土壌動物学会特別賞の選考対象は、土壌動物学の教育・普及、会の運営などにおいて、その進歩・発展に著しい貢献をした正会員とする。
- 4 各賞とも自薦他薦による公募制とし、応募者は、所定の様式に学会賞の種類、候補者の氏名、推薦理由および業績目録を記入する。各学会賞受賞者には賞状および副賞として1万円以内で受賞者の希望する品が授与される。
- 5 受賞者は、Edaphologiaまたはどろのむし通信へ受賞に関する記事を投稿し、学会大会で受賞講演または関連スピーチを行う。

(学会賞選考委員会)

第 5 条 本会会則第 15 条第 1 項第 2 号並びに第 3 項の規定に基づき、学会賞選考委員会（以下「選考委員会」という）の運営に必要な事項をここに定める。

- 1 選考委員会は過去の日本土壌動物学会賞受賞者とし、会長が委嘱する。
- 2 選考委員会の委員長は、最も早く日本土壌動物学会賞を受賞したものとする。
- 3 委員長は、選考委員会を招集しその議長となる。
- 4 委員長は、次回以降の選考委員を退く。

第 6 条 会長は、年1回しかるべき時期に、学会賞各賞の選考について委員長に諮問する。

- 1 全ての賞について委員長は、選考委員会に諮り、学会賞各賞受賞者の選考を行い、その結果を会長に答申する。
- 2 その他学会賞選考について選考委員会が必要とする事項は、別に定める。

(会費)

第 7 条 本会会則第 17 条第 2 項の規定に基づき、会費の年額について次の各項に定める。

- 1 正会員の会費は、年額 6,000 円とする。ただし、学生であることが証明される正会員の会費は、年額 4,000 円とする。
- 2 団体会員の会費は、年額 9,000 円とする。
- 3 賛助会員会費は、年額 30,000 円以上とする。

(学会基金)

第 8 条 本会会則第 19 条の規定に基づき、学会基金の管理・運用について次の各項に定める。

2 学会基金は、会計幹事が管理・保管し、毎年総会においてその決算報告を行う。

3 その他学会基金の運用については、評議員会の決定による。

(細則の改廃)

第 9 条 この細則の改廃は、総会における出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

附 則 (1992 年 5 月 9 日)

この細則は、1992 年 5 月 9 日から施行し、1992 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (1993 年 5 月 15 日)

この細則は、1993 年 5 月 15 日から施行し、1993 年 5 月 16 日から適用する。

附 則 (2003 年 5 月 24 日)

この細則は、2003 年 5 月 24 日から施行し、2003 年 5 月 25 日から適用する。

附 則 (2008 年 5 月 24 日)

この細則は、2008 年 5 月 24 日から施行し、2008 年 5 月 25 日から適用する。

附 則 (2017 年 5 月 19 日)

この細則は、2017 年 5 月 19 日から施行し、2017 年 5 月 20 日から適用する。